

労働者協同組合の概要

令和6年7月12日 市町村職員を対象とするセミナー

厚生労働省 勤労者生活課
労働者協同組合業務室

労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

令和4年10月に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

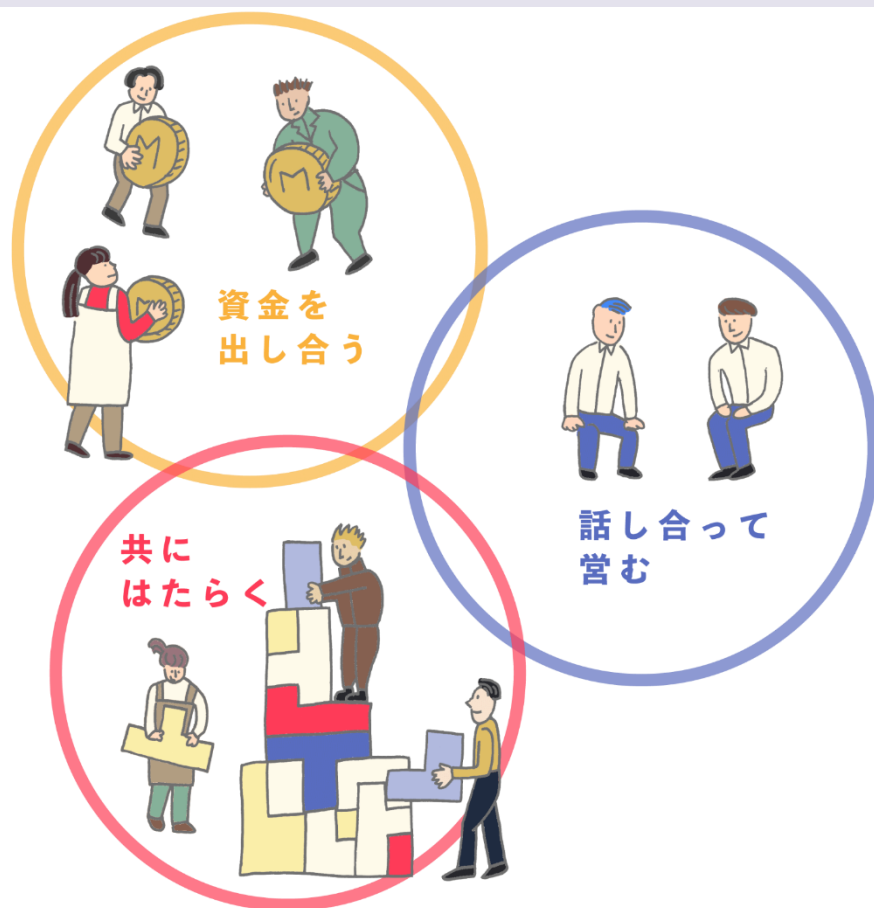
この法律では、労働者協同組合は、
以下（1）から（3）の基本原理に従い、
持続可能で活力ある地域社会に資する事業を
行うことを目的とするよう定めています。

基本原理

（1）組合員が出資すること

（2）その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

（3）組合員が組合の行う事業に従事すること



労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

背景

- 我が国では、少子高齢化が進む中、人口の減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。
- これらの多様なニーズに応え、担い手となろうとする人々は、それぞれのさまざまな生活スタイルや多様な働き方が実現されるよう、NPOや企業組合といった法人格を利用し、あるいは任意団体として法人格を持たずに活動しています。
- しかし、これら既存の枠組みでは、出資ができない、営利法人である、財産が個人名義となるなど、いずれも一長一短があることから、多様な働き方を実現しつつ地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。

令和2年12月、**労働者協同組合法**が
全会一致で国会で成立・公布（令和4年10月施行）

【ポイント】

- 労働者協同組合は、**多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢**の一つ。
- 各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されている。

労働者協同組合の設立状況（概要）

令和6年7月4日時点で1都1道2府27県で計94法人が設立されています。

※ 北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は8法人

分野の例

- ・ キャンプ場の経営
- ・ 葬祭業、成年後見支援
- ・ メディア制作体験
- ・ 地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり
- ・ カフェ、フェスティバル運営
- ・ 高齢者介護
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 子育て支援
- ・ 障害福祉
- ・ 清掃、建物管理
- ・ 家事代行

新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更
→18法人
NPO法人からの組織変更
→2法人

組織変更
20

新規設立
74

「副業・兼業で提供する、子どもによるメディアの制作体験」

労働者協同組合こども編集部
(兵庫県神戸市)



「地域の困り事解決のため、住民による地域づくりを仕事に」

労働者協同組合うんなん
(島根県雲南市)



「経験豊かな高齢者がいきいきと働ける場づくり」

労働者協同組合上田
(長野県上田市)



「ケアワーカーによる自分らしいケアの追求」

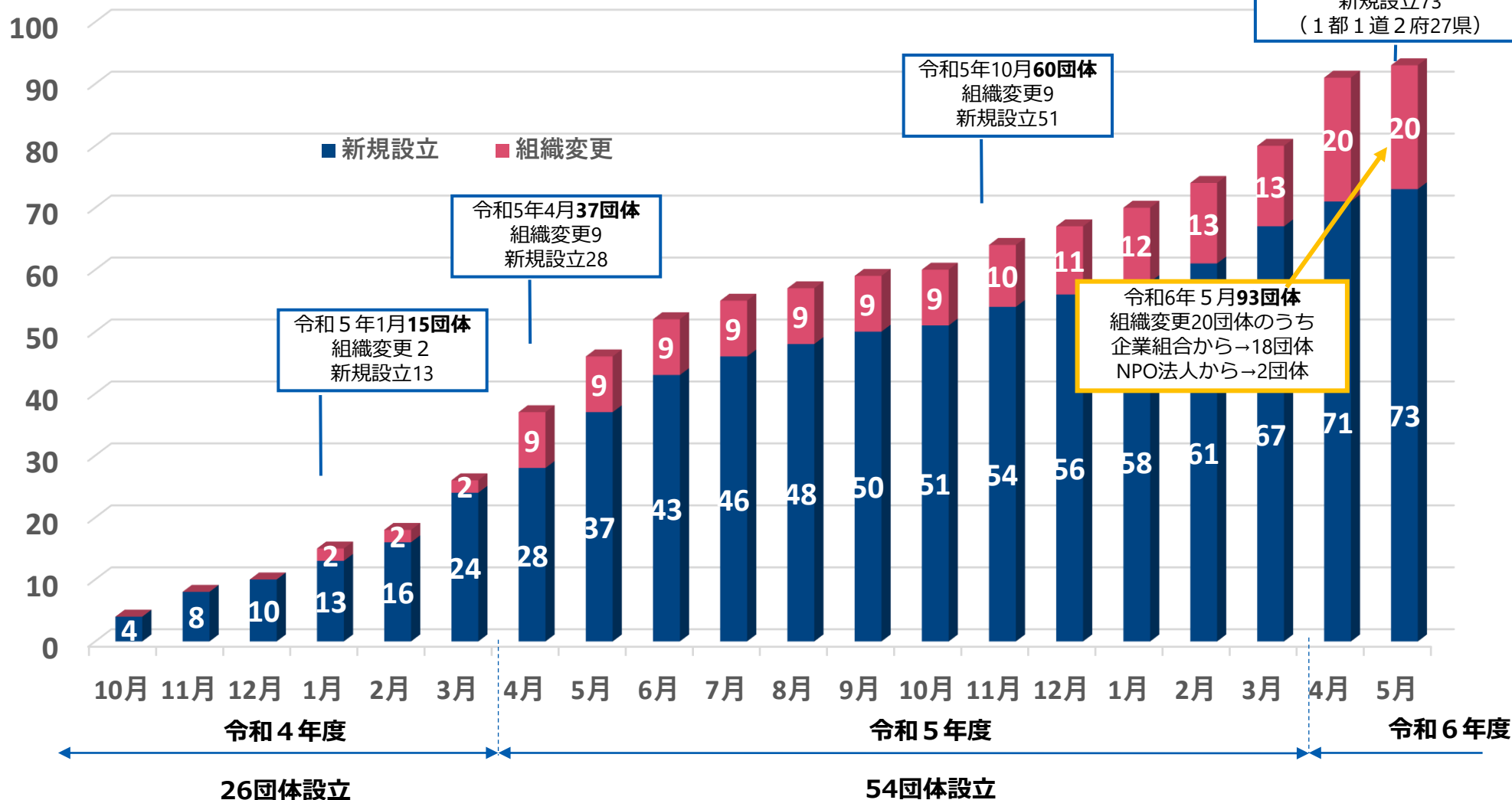
労働者協同組合あるく
(熊本県熊本市)



労働者協同組合の設立数の推移状況（令和6年5月時点）

(累計設立数)

労働者協同組合累計設立数推移



(注) 各月の値は、各月末時点で厚生労働省勤労者生活課が把握している累計設立数。

(出所) 国税庁法人番号サイト、経済産業省G ビズインフォ、官報等より厚生労働省勤労者生活課が把握しているものを基に作成。

労働者協同組合の主な特色

(1) 地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。※許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等） 等

(2) 組合員の議決権、選挙権は平等

株式会社と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権。

(3) 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律の要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される（準則主義）。※都道府県庁の指導監督あり。
これらの法人よりも少ない人数である、3人以上の発起人が揃えば設立可能。

(4) 意見反映の重視

事業の実施に当たり、組合員の間で、平等の立場で、話し合い、合意形成をはかる。
法人の定款にどのように意見反映を行うか明記。意見反映状況とその結果は総会報告事項。

(5) 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護される。

(6) 出資配当はできない（非営利）

配当を行う場合、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した分量に応じて行う。

労働者協同組合の設立の流れ

労働者協同組合の設立の流れは以下の通りです。

発起人を3人以上集める

必要書面作成

定款、事業計画書、収支予算などを作成。

創立総会の公告・創立総会

創立総会の2週間前までに日時、場所、定款を公告。総会では、定款の承認のほか、事業計画書、収支予算の議決、役員（理事・監事）の選挙などを行う。

出資の払込み

代表理事は、組合員に第1回目の出資の払込みをさせる。

設立の登記（組合の成立）

法務局に設立の登記の申請をする。

成立の届出

登記後2週間以内に、行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届出。

事業開始の準備

社会保険・労働保険の加入、36協定・就業規則の届出、税務関係の届出などを行う。

事業の開始

(参考) 意見反映の現場 (労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ L a v o r i の例)

- 主婦が中心となって家事代行サービスを提供する法人。総会などの公式の場に限らず、日常的な意見交換会にも組合員全員が参加して活発に意見を交わす。
- 意見交換の場では、組合員の雇用形態や役職、加入年数の長短などにかかわらず、誰もが対等に意見を出すことが尊重されている。

【具体例】

- ① 現行の時給1200円を時給1500円へと引き上げる理事会からの提案
⇒ 時給が上がることは嬉しいが、経営の持続性に支障はないかという声が複数の組合員からあがる。
- ② 上記、賃金引き上げのための原資の確保方法についての議論
⇒ 当初の議題ではなかった1回200円の鍵預かり特別手当を廃止すべきではないかという声。
- ③ 通勤手当の見直し議論
自宅から家事代行先までの距離に応じて支払われていた通勤手当を定額に変更する理事会提案について、多くのメンバーから「異議無し」との意見があったなか、1人の組合員だけは代行先が遠距離であり、その変更は負担が増え影響が大きいとの発言。
⇒ こうした意見を踏まえ、理事会で再度検討。



労働者協同組合と既存の法人制度

地域社会の課題の解決のためには様々な法人形態があり、労働者協同組合は既存の法人制度と共存するものです。労働者協同組合は、地域社会の課題の解決のための活動を行おうとする方の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進するという意義があります。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	NPO 法人	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	（1）農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 （2）農業の経営 （3）（1）及び（2）に附随する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1個	1人1個	出資比率による	1人1個	原則1人1個	原則1人1個	1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当（（1）の事業を行う場合に限る） ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

法人制度スタート後に見えてきた労働者協同組合のニーズ

(1) 副業・兼業という働き方

本業を持ちながらも、仲間と協力しながら、自分らしく働く場をつくりたいというニーズ

例：Camping Specialist労働者協同組合（三重県四日市市）、労働者協同組合こども編集部（兵庫県神戸市）

(2) 自治会や地域おこし協力隊による地域コミュニティ活性化

自治会や地域おこし協力隊を中心に、地域の困り事解決のため、地域づくりを仕事にしたいというニーズ

例：労働者協同組合かりまた共働組合（沖縄県宮古島市）、労働者協同組合アソビバ（兵庫県豊岡市）、労働者協同組合パンプアップせきかわ（新潟県関川村）、東白川村労働者協同組合（岐阜県加茂郡東白川村）、労働者協同組合うんなん（島根県雲南市）

(3) シニア世代の健康や生きがい・仕事おこし

企業や組織の退職後の高齢期を生きがいを感じながら元気に仕事をしていきたいというニーズ

例：労働者協同組合上田（長野県上田市）

(4) ケアワーカーによる自分らしいケアの追求

障害者福祉や高齢者ケアの専門職から、志を同じくする仲間とともに、自分たちで運営にも関わりながら自分たちが本当にやりたいケアを行いたいというニーズ

例：労働者協同組合あるく（熊本県熊本市）、労働者協同組合うつわ（大阪府大阪市）

法人制度スタート後に見えてきた労働者協同組合のニーズ

(1) 副業・兼業という働き方

本業を持ちながらも、仲間と協力しながら、自分らしく働く場をつくりたいというニーズ

例：Camping Specialist 労働者協同組合（三重県四日市市）、労働者協同組合キフクト（神奈川県大和市）

(2) 自治会や地域おこし協力隊による地域コミュニティ活性化

自治会や地域おこし協力隊を中心に、地域の困り事解決のため、地域づくりを仕事にしたいというニーズ

例：労働者協同組合かりまた共働組合（沖縄県宮古島市）、労働者協同組合アソビバ（兵庫県豊岡市）、労働者協同組合パンプアップせきかわ（新潟県関川村）、東白川村労働者協同組合（岐阜県加茂郡東白川村）、労働者協同組合うんなん（島根県雲南市）

(3) シニア世代の健康や生きがい・仕事おこし

企業や組織の退職後の高齢期を生きがいを感じながら元気に仕事をしていきたいというニーズ

例：労働者協同組合上田（長野県上田市）

(4) ケアワーカーによる自分らしいケアの追求

障害者福祉や高齢者ケアの専門職から、志を同じくする仲間とともに、自分たちで運営にも関わりながら自分たちが本当にやりたいケアを行いたいというニーズ

例：労働者協同組合あるく（熊本県熊本市）、労働者協同組合うつわ（大阪府大阪市）

事例① Camping Specialist 労働者協同組合 (令和4年10月設立)

- 三重県四日市市で、放置された荒廃山林を整備し、キャンプ場を経営。
- きっかけは、「四日市は31万人のまちなのに、テントを張れるキャンプ場が一つもない。なんとかならないか。」という相談を四日市市議（現理事）が受けたこと。
- その後、本業を持つ仲間とともに、不法投棄が目立つ1万4千ヘクタールの市有地の山林・原野を借り、2年間かけて木を1本ずつ切りながら山を開墾し、野営キャンプ場を立ち上げた。
- 令和2年にNPO法人を設立するも、出資とともに雇用契約を結ぶことで一定の責任を持ちながら皆で働く労働者協同組合に魅力を感じ、令和4年10月、NPOの法人格を残しつつ、労働者協同組合を設立。
- 現在は、近隣の市町村から放置された荒廃山林の整備やキャンプ場経営を通じたまちおこしの相談が届いている。
- 今後、「キャンプ場×環境保全×自然観光×地域振興」というかけ算を、協同労働の仕組みとともに広げていきたいという。



法人制度スタート後に見えてきた労働者協同組合のニーズ

(1) 副業・兼業という働き方

本業を持ちながらも、仲間と協力しながら、自分らしく働く場をつくりたいというニーズ

例：Camping Specialist労働者協同組合（三重県四日市市）、労働者協同組合こども編集部（兵庫県神戸市）

(2) 自治会や地域おこし協力隊による地域コミュニティ活性化

自治会や地域おこし協力隊を中心に、地域の困り事解決のため、地域づくりを仕事にしたいというニーズ

例：労働者協同組合かりまた共働組合（沖縄県宮古島市）、労働者協同組合アソビバ（兵庫県豊岡市）、労働者協同組合パンプアップせきかわ（新潟県関川村）、東白川村労働者協同組合（岐阜県加茂郡東白川村）、労働者協同組合うんなん（島根県雲南市）

(3) シニア世代の健康や生きがい・仕事おこし

企業や組織の退職後の高齢期を生きがいを感じながら元気に仕事をしていきたいというニーズ

例：労働者協同組合上田（長野県上田市）

(4) ケアワーカーによる自分らしいケアの追求

障害者福祉や高齢者ケアの専門職から、志を同じくする仲間とともに、自分たちで運営にも関わりながら自分たちが本当にやりたいケアを行いたいというニーズ

例：労働者協同組合あるく（熊本県熊本市）、労働者協同組合うつわ（大阪府大阪市）

事例② 労働者協同組合うんなん（令和6年2月設立）

- 島根県雲南市が進める小規模多機能自治に基づき、地域自主組織から、一部を切り出して活動。
- 草刈り、除雪、立木の伐採などの地域の困りごとを支援する事業をはじめ、見守りを兼ねた水道検針事業や交通弱者への移送支援事業、地域の学童クラブの運営、電気メーターの調査、指定管理者として入浴施設の管理など多様な事業を担う。
- 事業や予算規模の増による運営上の負担、今後の担い手の確保、法人格を持たない任意団体であることでの事業の制約など、取組を展開していく中での課題を多く抱えていたところ、こうした取組をさらに発展させ、より事業を持続可能なものとするため、令和6年2月、労働者協同組合を設立。
- 設立総会においては発起人から「少子高齢化の中で様々な仕事で後継者がいない。高齢者ばかりになったら、草刈りでさえ支援できなくなる。地域の生業が無くなる中で、住民の受け皿となり住民に喜んでもらえるように取り組みたい。」と思いが述べられている。



法人制度スタート後に見えてきた労働者協同組合のニーズ

(1) 副業・兼業という働き方

本業を持ちながらも、仲間と協力しながら、自分らしく働く場をつくりたいというニーズ

例：Camping Specialist労働者協同組合（三重県四日市市）、労働者協同組合こども編集部（兵庫県神戸市）

(2) 自治会や地域おこし協力隊による地域コミュニティ活性化

自治会や地域おこし協力隊を中心に、地域の困り事解決のため、地域づくりを仕事にしたいというニーズ

例：例：労働者協同組合かりまた共働組合（沖縄県宮古島市）、労働者協同組合アソビバ（兵庫県豊岡市）、労働者協同組合パンブアップせきかわ（新潟県関川村）、東白川村労働者協同組合（岐阜県加茂郡東白川村）、労働者協同組合うんなん（島根県雲南市）

(3) シニア世代の健康や生きがい・仕事おこし

企業や組織の退職後の高齢期を生きがいを感じながら元気に仕事をしていきたいというニーズ

例：労働者協同組合上田（長野県上田市）

(4) ケアワーカーによる自分らしいケアの追求

障害者福祉や高齢者ケアの専門職から、志を同じくする仲間とともに、自分たちで運営にも関わりながら自分たちが本当にやりたいケアを行いたいというニーズ

例：労働者協同組合あるく（熊本県熊本市）、労働者協同組合うつわ（大阪府大阪市）

事例③ 労働者協同組合上田（令和5年3月設立）

- 長野県上田市で、経験豊かな高齢者がいきいきと働く場を作ろうと、任意団体を立ち上げ、その活動の中から、事業性が見えた営繕に関する事業を労働者協同組合として法人化。現在、営繕に関する仕事を中心に事業を展開。
- 活動の目標は「第二の人生を私たちが主役となって、地域の課題や問題を解決していく仕事の担い手になる。そして、次の人たちに継いでゆく」こと。
- 楽しく仕事ができることを大切に、誰かから命令されてやるのではなく、自らが主体的に取り組むことを大切にしている。
- 令和5年4月には、地域の人からの紹介で、高齢者世帯から、「自宅の屋根の塗装をしてほしい」「業者に頼んでも良いのだけれど、一人世帯なので不安がある」との相談を受け、最初の仕事が舞い込んだ。
- 地域包括支援センター・社会福祉協議会・まちづくり協議会など地域の人々と提携し、労働者協同組合が問題解決の受け手となるよう、様々な活動を続けている。



多方面に広がる労働者協同組合の分野、更なる可能性

<具体的な事例>

○不登校児などのためのフリースクール運営

労働者協同組合コモンウェーブ（三重県鈴鹿市）、
労働者協同組合フラヌイスコーレ（北海道富良野市）

○労働者協同組合で歯科に取り組む

労働者協同組合きょうどう（東京都渋谷区）

○音楽フェスティバル！の運営

Koshikake Events 労働者協同組合（長野県長野市）

○当事者による認知症カフェの運営

労働者協同組合ほっと会（静岡県藤枝市）



< Koshikake Events労働者協同組合が主催する
アウトドア・ミュージック・フェスティバル>



< ほっと会が主催する絵手紙講座>

特設サイト、メールマガジンによる情報発信

労働者協同組合法の特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」では好事例動画や記事、労働者協同組合関係者へのインタビュー記事等を掲載しています。毎月新しい記事を更新しますので要チェック！
また、労働者協同組合のホットピックをお伝えするメルマガ、「ろうきょうマガジン」の配信を行っています。



例えばここには....

労働者協同組合の活動事例



労働者協同組合かりまた共働組合

2023年3月16日

かりまた共働組合は、2022年12月に沖縄県宮古島市で自治会を母体として設立された労働者協同組合です。過疎化する地域課題の解決や街づくりを仕事にすることを目指し、総菜づくりやモズク・魚の加工販売（地元特産品の6次産業化）などに取り組んでいます。



労働者協同組合はんしんワーカーズコープ (令和5年4月設立)

2023年5月28日

はたらくをもっと楽しく、共創する地域を目指して兵庫県南州市の南の端、阪神工業地帯の少し北にある阪神尼崎駅近くの商店街に、様々な事業を行う団体があります。設立は2014年。同じ職場で働いていた7人のメンバーで立ち上げ企画...]

[続きを読む](#)



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 仙台地域福祉事業所けやきの社 (令和5年4月設立)

2023年5月15日

こどもたちをまんなかに 地域のみんながふれあう交流広場 - 仙台地域福祉事業所けやきの社は、2009年4月に開所し、今年で14年目。主に仙台市からの指定管理事業を行っています。現在は、児童館8館、子育てひろば1館、院内保育所1箇所、中高生の居場所の運営を行っています。...

[続きを読む](#)



CampingSpecialist労働者協同組合 (令和4年10月設立)

2023年3月25日

CampingSpecialist労働者協同組合は、キャンプ場の運営や野外活動を通じて、寛れ地を「持続可能な変えられる土地」に、「多様な仕事が生まれることで、あらゆる人材（人材）に価値を創り出す」ことを目指して活動しています。2021年に当初NPO法人として...]

[続きを読む](#)

こちらには....

関係者インタビュー



働き方、生き方、新しい風を吹き込もう

2023年5月29日

株式会社コトノネ生活 代表取締役 発行「コトノネ」発行人・編集長 豊見 義久氏。「社会を楽しむ」を掲げるメディアをキャッチフレーズに、障害者福祉をテーマにした季刊「コトノネ」。高いデザイン性とやさしい語り口の文章、独自の視点で、...

[続きを読む](#)

労働者協同組合の好事例動画

厚生労働省公式YouTubeにおいて、労働者協同組合の好事例動画を掲載しています。今後も随時更新をしてまいりますので、是非チェックしてみてください。

1 労働者協同組合 ワーカーズ・コレクティブ・キャリア



2 Camping Specialist 労働者協同組合



3 労働者協同組合コモンウェーブ



4 労働者協同組合こども編集部



再生リストのご案内

その他

- ・労働者協同組合法の解説
- ・これまでに開催したフォーラムのアーカイブを再生リストとしてまとめていますので、こちらも是非ご覧ください。



"NEW"

「労働者協同組合」って？

担当室長が
わかりやすく解説！

厚生労働省



労働者協同組合活用促進モデル事業(新規)

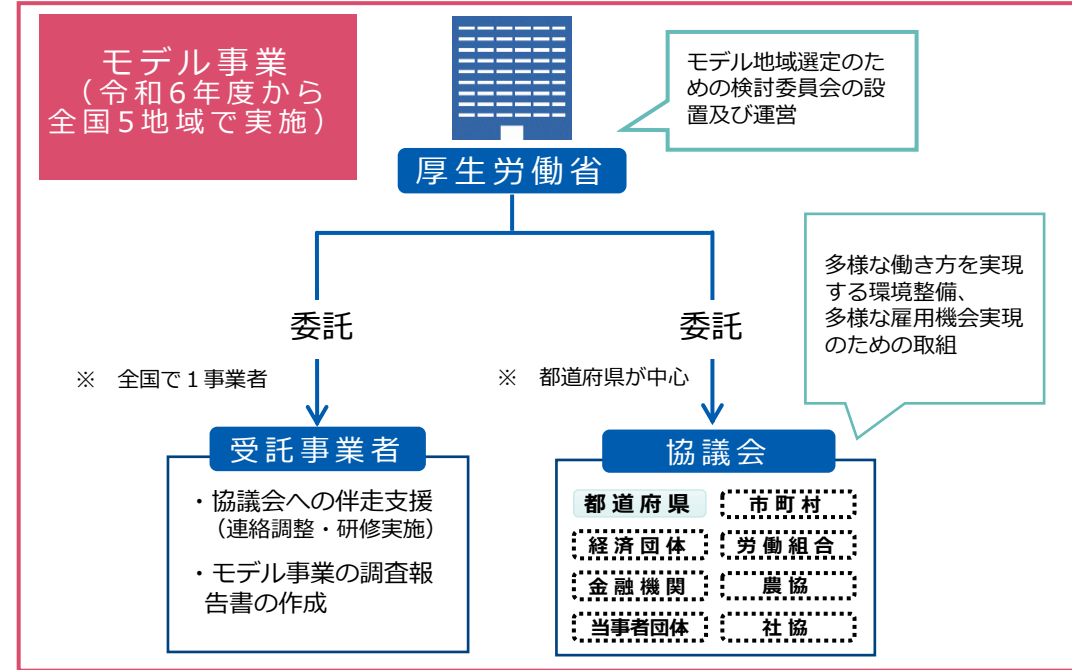
令和6年度当初予算額 32,885千円 (0千円)

1 事業の目的

- 労働者協同組合の活用を通じ、地域課題に対応し、人材不足に悩む地域に必要な担い手を確保しつつ、個々の事情に応じ 多様な働き方が可能となる環境を整備し、働きづらさを抱える方々（ひきこもり経験者等）や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会を創出することを目的とし、創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図るもの。
- ※ 労働者協同組合：令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

2 事業の内容・スキーム・実施主体等

- 国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会において、都道府県が中心となり、市町村や地域の経済団体、当事者団体、農協等の団体との連携・協力を通じ、労働者協同組合を活用して、①多様な働き方が可能となる環境整備や②働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会を創出する。
- 受託事業者は、協議会に対して、専門的知見に基づき、助言や相談等を通じた伴走支援を実施するとともに、国において他の地域への横展開に活用できるよう、本モデル事業を通じて得られた結果をまとめ、報告書を作成する。
- そのほか、国においてモデル地域選定のために検討委員会を設置し、運営を行う。



- 【モデル地域の協議会で実施する事業の例】**
- ① 労協活用に向けた相談窓口設置**
 労協活用を検討する個人や自治会等からの相談を受付（電話及びメール）
 - ② 多様な雇用機会創出のための講習会・ワークショップ**
 - ・労協を活用して地域の担い手確保を検討している個人や自治会等への講習会
 - ※ 行政書士会や司法書士会と連携した講師確保
 - ・講習会に参加した個人等に対して、より少人数でのワークショップを実施
 - ③ 労協とのマッチング支援 (面接会の開催、情報発信等)**
 - ・中高年齢層の活躍の場を検討している企業や中高年齢層の労働者とのマッチング
 - ・地域おこし協力隊とのマッチング
 - ・民間企業等で働く副業・兼業希望者とのマッチング
 - ④ 多様な働き方実現のための講習会・ワークショップ**
 - ・働きやすさ、働きがいの改善のための雇用管理改善講習会
 - ※ 社労士会と連携して講師確保
 - ・労協を活用して働きづらさを抱えた方々の継続的就労や意見反映を適切に図るための講習会
 - ※ 社会福祉協議会と連携して講師確保

労働者協同組合に少しでもご関心いただけましたら、是非とも以下をご活用ください。

特設サイトはここからアクセス！



「知りたい！労働者協同組合法」

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp>



ろうきょうマガジン 登録はこちらから！

労働者協同組合法を活用した多様な働き方、国や地方公共団体などで開催されるイベント情報、地域で活動する労協法人の情報、知っておきたい法令や専門知識などについて、毎月お届けします！



令和5年度 労働者協同組合周知フォーラム

令和5年厚生労働省協同組合周知フォーラムについては、当省公式YouTubeにてご覧いただけます！



再生リスト「知りたい！労働者協同組合法」へ Let's GO！

フォーラム会場、事例紹介の様子

